

これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれるものとし、第四項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれないものとする。

7 第二項、第三項及び前二項に定めるもののほか、第一項又は第四項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における連結利益積立金額の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例

第六十八条の六十三の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、各連結事業年度終了の日において特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に同法第四条第一項に規定する研究開発事業計画（以下この項において「研究開発事業計画」という。）又は同法第六条第一項に規定する統括事業計画（以下この項において「統括事業計画」という。）のこれらの規定の認定を受けた同法第十一条第一項に規定する認定研究開発事業者（以下この項において「認定研究開発事業法人」という。）又は同条第一項に

規定する認定統括事業者（以下この項において「認定統括事業法人」という。）に該当するもの（当該連結事業年度において、認定研究開発事業法人にあつては第六十八条の九の規定又は第六十八条の十五若しくは同条の規定に係る第六十八条の四十一第一項若しくは第十一項の規定の適用を受ける連結親法人（当該適用に係る連結法人が連結子法人である場合には、当該適用に係る連結子法人）を、認定統括事業法人にあつては第六十八条の十五又は同条の規定に係る第六十八条の四十一第一項若しくは第十一項の規定の適用を受ける連結法人（当該適用に係る連結親法人）が連結子法人である場合には、当該適用に係る連結子法人）を除く。）が、当該各連結事業年度（当該認定の日から同日以後五年を経過する日までの期間（第四項において「認定期間」という。）内に終了する連結事業年度に限る。以下この項において「適用連結事業年度」という。）において、当該認定に係る研究開発事業計画に記載された同法第二条第三項に規定する研究開発事業又は統括事業計画に記載された同条第四項に規定する統括事業に係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の二十に相当する金額の合計額は、当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に同項の規定に

より損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

3 税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 認定期間内に終了する各連結事業年度（当該認定期間内に終了する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該認定期間内に終了する各事業年度。以下この項において「適用対象年度」という。）において第一項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人（当該適用対象年度において第六十一条の二第一項の規定の適用を受けたものを含む。）が、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第五条第二項若しくは第三項の規定により同法第四条第一項の認定（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）を取り消され、又は同法

第七条第二項若しくは第三項の規定により同法第六条第一項の認定（同法第七条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）を取り消された場合には、当該適用対象年度において第一項の規定により損金の額に算入された金額（当該適用対象年度が連結事業年度に該当しない場合には、第六十一条の二第一項の規定により損金の額に算入された金額）の合計額は、これらの認定を取り消された日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の規定により損金の額に算入される金額のうち同項の連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額及び前項の規定により益金の額に算入される金額のうち同項の連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額は、政令で定めるところにより計算した金額とする。

6 前項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を有する同項の連結親法人又はその連結子法人の当該金額のうち、第一項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第八十一条の十三第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれるものとし、第四項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金

額に含まれないものとする。

7 第二項、第三項及び前二項に定めるもののほか、第一項又は第四項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における連結利益積立金額の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の六十四第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の三第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の三第一項」に改め、同条第六項中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の三第一項」に、「第六十一条の二第七項」を「第六十一条の三第七項」に改め、同条第七項中「第六十一条の二第七項」を「第六十一条の三第七項」に改める。

第六十八条の六十五第一項中「積み立てた第六十一条の二第一項」を「積み立てた第六十一条の三第一項」に改め、同項第一号イ中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の三第一項」に、「第六十一条の二第二項」を「第六十一条の三第二項」に改め、同条第四項中「第六十八条の三十一第一項及び第六十八条の三十二並びに」を「から第六十八条の三十二まで及び」に改める。

第六十八条の六十六第一項中「第六十六条第六項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第六十八条の六十七第一項中「第六十八条の十二第七項」を削り、「第六十八条の十四第五項」の下に「第六十八条の十五第五項」を加え、同条第五項第二号中「及び第六十八条の十から第六十八条の十五まで」を「第六十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の三まで」に、「及び第六十八条の十二第二項」を「第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十四第二項」に、「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十五の二」に、「第六十八条の十三第一項」を「第六十八条の十五第二項」に、「次条第二項、第三項及び第五項」を「次条」に、「第六十八条の十四第二項中「並びに前条」とあるのは「前条」を「第六十八条の十五の二第一項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項」に、「第六十八条の十五第一項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十五の三第一項中「並びに前条」とあるのは「前条」に改め、同条第七項中「関して法人税法第百五十三条（同法第百五十五条において準用する場合を含む。）」を「関して、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の二（第一項第二号に係る部分に限

る。」に、「質問又は検査」を「質問、検査又は提示若しくは提出の要求」に改める。

第六十八条の六十八第一項及び第八項中、「第六十八条の十二第七項」を削り、「第六十八条の十四第五項」の下に、「第六十八条の十五第五項」を加え、同条第九項中、「第六十八条の七十八から第六十八条の八十五まで、第六十八条の八十五の三若しくは第六十八条の八十五の四」を「若しくは第六十八条の七十八から第六十八条の八十五の三まで」に改め、同条第十項中「同法第二条第三十六号に規定する」を削り、同条第十一項第二号中「及び第六十八条の十から第六十八条の十五まで」を、「第六十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の三まで」に、「及び第六十八条の十二第二項」を、「第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十四第二項」に、「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十五の二」に、「第六十八条の十五の二」に、「第六十八条の十三第一項」を「第六十八条の十五第二項」に、「次条第二項、第三項及び第五項」を「次条」に、「第六十八条の十四第二項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条」を「第六十八条の十五の二第一項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項」に、「第六十八条の十五第一項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十五の三第一項中

「並びに前条」とあるのは、「前条」に改める。

第六十八條の六十九第一項中、「第六十八條の十二第七項」を削り、「第六十八條の十四第五項」の下に、「第六十八條の十五第五項」を加える。

第六十八條の七十第五項中、「第六十八條の三十一第一項及び第六十八條の三十二並びに」を「から第六十八條の三十二まで及び」に改める。

第六十八條の七十一第三項中「ものに限る」の下に「第九項を除き、以下この条において「適格分割等」という」を加え、「当該適格分割又は適格現物出資」を「当該適格分割等」に改め、同条第四項、第五項第二号及び第六項中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同条第九項中「適格現物分配」の下に「収用等のあつた日以後に行われるものに限る。」を加える。

第六十八條の七十四第一項、第六十八條の七十五第一項及び第六十八條の七十六第一項中、「第六十八條の八十二から第六十八條の八十五まで、第六十八條の八十五の三又は第六十八條の八十五の四」を「又は第六十八條の八十二から第六十八條の八十五の三まで」に改める。

第六十八條の七十六の二第一項中、「第六十八條の八十二から第六十八條の八十五まで又は第六十八條



の八十五の三」を「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の二まで」に改める。

第六十八条の七十八第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「第十七号の」を「第九号の」に、「第十九号」を「第十号」に、「船舶について」を「資産について」に改め、同項の表の第一号中「(以下この表)」を「(以下この号)」に、「同号」を「同表の第一号」に、「含む。以下この表」を「含む。以下この号及び第九号」に、「第十七号」を「第九号」に、「第五号」を「次号」に改め、同号の下欄のイ中「又は林業」を「及び林業以外の事業」に、「あつては、」を「あつては」に改め、「いう。」の下に「のうち同項ただし書の規定により区域区分(同項に規定する区域区分をいう。)を定めるものとされている区域(以下この号において「特定区域」という。)内にあるものに限るものとし、農業又は林業の用に供されるものにあつては市街化区域」を加え、同欄の口中「装置」の下に「農業及び林業以外の事業の用に供されるものにあつては特定区域内にあるものに限るものとし、」を加え、「あつては、」を「あつては」に改め、同表の第二号から第四号までを削り、同表の第五号中「第五号」を「第二号」に改め、同号を同表の第二号とし、同表の第六号中「第六号」を「第三号」に改め、同号を同表の第三号とし、同表の第七号中「第七号」を「第四号」に改め、同号を同表の第四号

とし、同表の第八号を削り、同表の第九号中「第九号」を「第五号」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第十号中「第十号」を「第六号」に改め、同号を同表の第六号とし、同表の第十一号から第十三号までを削り、同表の第十四号を同表の第七号とし、同表の第十五号中「第十五号」を「第八号」に改め、同号を同表の第八号とし、同表の第十六号を削り、同表の第十七号を同表の第九号とし、同表の第十八号及び第十九号を削り、同表に次の一号を加える。

十 第六十五条の七第一項の表の第十号の上欄に掲げる資産	同号の下欄に規定する資産
-----------------------------	--------------

第六十八条の七十八第四項中「第十九号」を「第十号」に、「船舶」を「資産」に改め、同条第七項中「第六十八条の三十一第一項及び第六十八条の三十二並びに」を「から第六十八条の三十二まで及び」に改め、同条第九項及び第十二項中「第十九号」を「第十号」に、「船舶」を「資産」に改め、同条第十五項第二号中「第十七号」を「第九号」に改める。

第六十八条の七十九第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「第十七号」を「第九号」に、「第十九号」を「第十号」に、「船舶」を「資産」に改め、同条第三項中「限

る」の下に「。第九項を除き、以下この条において「適格分割等」という」を加え、「適格分割又は適格現物出資に係る」を「適格分割等に係る」に改め、同項第一号中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同項第二号中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に、「第十九号」を「第十号」に、「船舶」を「資産」に改め、同条第四項中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同条第五項中「限る」の下に「。以下この項及び第七項において同じ」を加え、同項第二号中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に、「第十九号」を「第十号」に、「船舶」を「資産」に改め、同条第六項中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同条第八項中「第十九号」を「第十号」に、「船舶」を「資産」に改め、同条第九項中「適格現物分配」の下に「第一項に規定する」を加え、「第十九号」を「第十号」に、「船舶」を「資産」に改め、同条第十五項及び第十六項中「第十九号」を「第十号」に、「船舶」を「資産」に改める。

第六十八條の八十中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「第十七号」を「第九号」に改める。

第六十八條の八十三第四項中「限る」の下に「。第十項を除き、以下この条において「適格分割等」と

いう」を加え、「当該適格分割又は適格現物出資」を「当該適格分割等」に改め、同条第五項、第六項第二号及び第七項中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同条第十項中「適格現物分配（）」の下に「第一項に規定する譲渡の日以後に行われるものに限る。」を加える。

第六十八条の八十四第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、「残額」の下に「の百分の八十に相当する金額」を加える。

第六十八条の八十五第一項中「控除した金額」の下に「の百分の八十に相当する金額」を加え、同条第四項中「限る」の下に「。第十項を除き、以下この条において「適格分割等」という」を加え、「当該適格分割又は適格現物出資」を「当該適格分割等」に改め、同条第五項、第六項第二号及び第七項中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同条第十項中「適格現物分配（）」の下に「第一項に規定する譲渡の日以後に行われるものに限る。」を加える。

第六十八条の八十五の二を削り、第六十八条の八十五の三を第六十八条の八十五の二とし、第六十八条の八十五の四を第六十八条の八十五の三とする。

第六十八条の八十八第二項中「各号に定める方法」の下に「のうち、当該国外関連取引の内容及び当該

国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して、当該国外関連取引が独立の事業者の間で通常取引の条件に従って行われるとした場合に当該国外関連取引につき支払われるべき対価の額を算定するための最も適切な方法」を加え、同項第一号中「(二に掲げる方法は、イからハまでに掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）」を削り、同項第二号中「次に掲げる方法(口に掲げる方法は、イに掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）」を「同号イからニまでに掲げる方法と同等の方法」に改め、同号イ及びロを削り、同条第六項中「更正(第十六項)」を「更正(以下この条)」に、「同条第四十号」を「同法第二条第四十号」に、「決定(第十六項)」を「決定(第十九項)」に改め、同項第一号中「同項第二号イに掲げる」を「同項第二号に定める」に、「同項第一号イ」を「同項第一号ロ又はハ」に、「を除く」を「に限る」に改め、同項第二号中「同項第二号ロに掲げる」を「同項第二号に定める」に改め、同条第七項中「この項、次項及び第十一項第二号」を「この条」に改め、同条第八項中「又は当該」を「当該」に、「検査する」を「検査し、又は当該帳簿書類(その写しを含む。）」の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第二十項中「第六項まで」の下に「第九項及び第十一項」を加え、同項を同条第二十四項とし、同条第十九項を同条第二十三項とし、同

条第十八項を同条第二十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

22 第十九項の規定により読み替えて適用される国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に  
関する法律第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき法人税に係る同法第七十二  
条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「租税特別措置法第六十八  
条の八十八第十九項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定により読み替えて適用  
される第七十条第三項」とする。

第六十八条の八十八第十七項中「法定納期限」の下に「（同法第七十条第三項の規定による更正又は賦  
課決定に係るものを除く。）」を加え、同項を同条第二十項とし、同条第十六項中「賦課決定（以下この  
項）を「賦課決定（以下この条）に改め、「から第四項まで（同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正  
（同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。）に係る部分を除く。）」を削り、「同条第五項及  
び」を「同条第三項及び第四項並びに」に、「同法第七十条第五項中「前各項」を「同法第七十条第三項  
中「前二項の規定により」とあるのは「前二項及び租税特別措置法第六十八条の八十八第十九項（連結法  
人の国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定により」と、「前二項」とあるのは「前二項及び

同法第六十八条の八十八第十九項」と、同条第四項中「第一項又は前項」に、「前各項及び」を「第一項、前項又は」に、「第六十八条の八十八第十六項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、同法」を「第六十八条の八十八第十九項」と、同法」に、「前条及び租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項」を「前条及び租税特別措置法第六十八条の八十八第十九項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18 連結法人が当該連結法人に係る国外関連者との間で行った取引につき第一項の規定の適用があつた場合において、同項の規定の適用に関し国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときの同項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

第六十八条の八十八第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項第二号を次のように改める。

二 第八項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第六十八条の八十八第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「前項」を「前二項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九（第四項を除く。）及び第七十四条の十の規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員に第八項に規定する同種の事業を営む者に対し実地の調査において同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十四条の九第一項	
若しくは税務署長又は税関長	又は税務署長
国税庁等又は税関	国税庁等
納税義務者、調書等の提出義務者	租税特別措置法第六十八条の八十



<p>又は納税義務者の取引先等（以下「納税義務者等」という。）</p>	<p>八第八項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）に規定する同種の事業を営む者</p>
<p>調査（税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。）</p>	<p>調査</p>
<p>第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）</p>	<p>同項</p>
<p>納税義務者等（当該納税義務者又は調書等の提出義務者について税務代理人がある場合には、当該税</p>	<p>同種の事業を営む者</p>

	<p>務代理人を含む。次条第二項において同じ。）</p> <p>事項を</p> <p>帳簿書類その他の物件</p>	<p>事項（第四号に掲げるものを除く。）を</p> <p>帳簿書類</p>
<p>第七十四条の九第二項</p>	<p>当該納税義務者等</p>	<p>租税特別措置法第六十八条の八第八項に規定する同種の事業を営む者</p>
<p>第七十四条の九第三項</p>	<p>納税義務者等</p>	<p>租税特別措置法第六十八条の八第八項に規定する同種の事業を営む者</p>
<p>第七十四条の九第五項</p>	<p>同項第一号</p> <p>から第六号まで</p>	<p>第一項第一号</p> <p>、第五号及び第六号</p>

<p>第七十四条の十第一項</p>	<p>前条第一項</p>			<p>租税特別措置法第六十八条の十八第十一項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）において準用する前条第一項</p>	
<p>第七十四条の十第二項</p>	<p>納税義務者等</p>	<p>同法第六十八条の八十八第八項に規定する同種の事業を営む者</p>	<p>納税義務者等</p>	<p>同法第六十八条の八十八第八項に規定する同種の事業を営む者</p>	
<p>納税義務者等</p>	<p>租税特別措置法第六十八条の十八第八項に規定する同種の事業を営む者</p>	<p>国税庁等若しくは税関</p>	<p>国税庁等</p>	<p>同項</p>	<p>同条第十一項において準用する前条第一項</p>
<p>前条第一項各号</p>	<p>同条第十一項において準用する前</p>	<p>納税義務者等</p>	<p>同条第十一項において準用する前</p>	<p>前条第一項各号</p>	<p>同条第十一項において準用する前</p>

及び第二号	条第一項各号、第二号及び第四号
-------	-----------------

第六十八條の八十八第八項の次に次の一項を加える。

9 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、連結法人の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するためには必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

第六十八條の八十八の二第一項中「前条第十六項第一号」を「前条第十九項第一号」に改める。

第六十八條の九十第三項中「特定外国子会社等（」を「特定外国子会社等で、」に改め、「業務」の下に「として政令で定めるもの（以下この項において「統括業務」という。）」を加え、「を除く。」を除く。「を（以下この項において「事業持株会社」という。）を除く。」以外のもの」に改め、「その主たる事業」の下に「（事業持株会社にあつては、統括業務とする。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項第一号中「除く」の下に「。第四号において「発行済株式等」という」を、「割合が」の

下に「当該剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日（当該剰余金の配当等の額の支払が法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由に基づくものである場合には、政令で定める日）において、」を加え、「（第四号において「特定法人」という。）」を削り、「合計額又は」を「合計額及び」に改め、同項第二号及び第三号中「又は」を「及び」に改め、同項第四号中「特定法人の」を削り、「次号」を「以下この号及び次号」に、「による対価の額」を「に係る対価の額（当該特定外国子会社等の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうち占める割合が、当該譲渡の直前にいて、百分の十に満たない場合における当該他の法人の株式等の譲渡に係る対価の額に限る。以下この号において同じ。）」に、「取得価額」を「譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額」に改め、同項第五号中「による」を「に係る」に、「取得価額」を「譲渡に係る原価の額」として政令で定めるところにより計算した金額の合計額」に改め、同項第六号中「費用の額」の下に「（当該特定外国子会社等が有する特許権等に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）」を加え、同項第七号中「費用の額」の下に「（当該特定外国子会社等が有する当該船舶又は航空機に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）」を加え、同条第

五項第一号中「収入金額」の下に「として政令で定める金額」を加える。

第六十八条の九十三の二第四項第一号中「割合が」の下に「当該剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日（当該剰余金の配当等の額の支払が法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由に基づくものである場合には、政令で定める日）において、」を加え、「（第四号において「特定法人」という。）」を削り、「合計額又は」を「合計額及び」に改め、同項第二号及び第三号中「又は」を「及び」に改め、同項第四号中「特定法人の」を削り、「次号」を「以下この号及び次号」に、「による対価の額」を「に係る対価の額（当該特定外国法人の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうち占める割合が、当該譲渡の直前において、百分の十に満たない場合における当該他の法人の株式等の譲渡に係る対価の額に限る。以下この号において同じ。）」に、「取得価額」を「譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額」に改め、同項第五号中「による」を「に係る」に、「取得価額」を「譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額」に改め、同項第六号中「費用の額」の下に「（当該特定外国法人が有する特許権等に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）」を加え、同項第七号中「費用の額」

の下に「(当該特定外国法人が有する当該船舶又は航空機に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。)」を加え、同条第五項第一号中「収入金額」の下に「として政令で定める金額」を加える。

第六十八条の九十四第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九十八第一項第一号中「第六十六条第六項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第六十八条の百第一項中「百分の二十三」を「百分の二十」に改める。

第六十八条の百一第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、「肉用牛が」の下に「財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万円未満とし、」を加え、「場合には、五十万円未満」を「場合には五十万円未満とする。」に、「二千頭」を「千五百頭」に改め、同条第二項中「当該免税対象飼育牛」を「免税対象飼育牛」に、「算入される額」を「算入される金額」に改め、同条第四項中「二千頭」を「千五百頭」に改める。

第六十八条の百二第一項中「減価補てん金」を「減価補填金」に改め、同条第三項中「受け、その」を

「受け、かつ、その」に、「この条」を「この項、第十一項及び第十八項」に改め、同条第六項中「適格分割又は適格現物出資を」を「適格分割又は適格現物出資（その日以後に行われるものに限る。第十一項及び第十八項を除き、以下この条において「適格分割等」という。）を」に、「当該適格分割又は適格現物出資」を「当該適格分割等」に改め、同条第七項中「限る」の下に「。以下この項及び第九項において同じ」を加え、同項第二号中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同条第八項中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同条第十三項中「第六十八條の三十一第一項及び第六十八條の三十二並びに」を「から第六十八條の三十二まで及び」に改め、同条第十九項中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改める。

第六十八條の百八第一項中「すべて」を「全て」に、「百分の二十三」を「百分の二十」に、「百分の二十六」を「百分の二十二」に改める。

第六十九條の四第一項及び第二項各号中「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「第三十二條」を「第三十二條第一項」に改める。

第六十九條の五第一項中「第二十一條の九第三項」の下に「（第七十條の二の四第一項又は第七十條の



三第一項において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第六項中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改める。

第七十条の二第一項第一号中「権利の取得」を「権利（以下この項及び次項において「土地等」という。）の取得（当該住宅用家屋の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。同項第五号イにおいて同じ。）」に改め、同項第二号及び第三号中「土地若しくは土地の上に存する権利」を「土地等」に改め、同条第二項第五号中「土地又は土地の上に存する権利」を「土地等」に改め、同条第六項第五号中「及び第二項」を「及び第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第七十条の二の二の次に次の二条を加える。

（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）

第七十条の二の三 平成二十三年一月一日以後に直系尊属からの贈与により財産を取得した者（その年一月一日において二十歳以上の者に限る。）のその年中の当該財産に係る贈与税の額は、相続税法第二十一条の規定にかかわらず、前条の規定による控除後の課税価格を次の表の上欄に掲げる金額に区分